

罹災証明書

世帯主住所	近江八幡市					
世帯主氏名	(フリガナ) (TEL)					
世帯構成員	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家 [※] の所在地		
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)	
浸水区分		
住家区分	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 持家 (所有者名:) <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名:) <input type="checkbox"/> 間借り (所有者名:)

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

その他 (住家以外の被害等)	
-------------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

近江八幡市長 小西 理

(裏面)

《罹災証明について》

- ・この証明書は、災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- ・「罹災程度」は「住家」を対象として、一棟ごとに判定します。
※家屋以外の家財道具等は、損害があったという届出の証明となり、被害の程度を証明するものではありません。
- ・集合住宅等の場合は、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「罹災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- ・「罹災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面にあらわれた被害を観察して判定します。

り災の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

- ・この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。
- ・この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管してください。
- ・申請の際は、被害の状況が確認できる写真を添付してください。